

令和3年度採用 飛島村職員(土木職・ 保育士職)募集

飛島村職員採用候補者(土木職・保育士職)を次のとおり募集します。

■土木職(道路・橋梁設計監理)

●予定人数 若干名

●受験資格

①年齢 昭和63年4月2日以降に生まれた方

②学歴等 4年制大学で土木系の課程を専攻し卒業(令和3年3月31日までに卒業する見込みを含む)した方、または4年制大学を卒業し令和2年11月1日現在、土木関連の民間企業等における実務経験が3年以上ある方

③地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する方は受験できません

●試験日

第一次試験(教養試験・適性検査) 12月13日(日)
第二次試験(面接試験) 令和3年1月

●給与等

初任給(給料および地域手当) 大学卒 200,000円程度

※経験年数を有する場合は、初任給に加算あり

※他に期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が要件に応じて支給あり

●申込書配布および申込期限

11月30日(月)

(午前8時30分～午後5時15分)

※郵送の場合も11月30日(月)必着

※土曜・日曜および祝日を除く

※募集条件等は変更する場合があります

●その他

採用後、一般事務職として勤務を命ぜられることもあります。

■保育士職

●予定人数 2名程度

●受験資格

①年齢 平成元年4月2日以降に生まれた方

②学歴 大学または短期大学を卒業(令和3年3月31日までに卒業する見込みを含む)した方
保育士の資格を有するもしくは取得見込みの方

③地方公務員法第16条に規定する

欠格事項に該当する方は受験できません

●試験日

第一次試験(適性検査・実技試験・面接試験)

12月6日(日)

第二次試験(面接試験)

12月中旬

●給与等

初任給(給料および地域手当)

大学卒 207,000円程度

短大卒 188,000円程度

※経験年数を有する場合は、初任給に加算あり

※他に期末手当、勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等が要件に応じて支給あり

●申込書配布および申込期限

11月20日(金)

(午前8時30分～午後5時15分)

※郵送の場合も11月20日(金)必着

※土曜・日曜および祝日を除く

※募集条件等は変更する場合があります

●申込み・問合せ先

総務部総務課

会計年度任用職員募集

■児童クラブ支援員

●勤務日

令和3年2月1日(月)～3月31日(水)

月曜～土曜のうち週5日

●勤務時間

午前8時～午後6時

30分のうち7時間

●勤務場所

飛島学園内児童クラブ

●申込資格

①教諭免許または保育士免許を有する方

②地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する方は申込みできません。

●申込方法および申込期限

12月11日(金)

(午前8時30分～午後5時15分)

履歴書および教諭免許・保育士証の写しを郵送または持参

※郵送の場合も12月11日(金)必着

※土曜・日曜および祝日を除く

●申込み・問合せ先

総務部総務課



児童クラブ利用案内

冬休み利用のご案内

●日時

12月23日(水)～令和3年1月6日(水)

午前8時～午後6時30分

(日曜および12月29日～翌年1月3日を除く)

●場所

飛鳥学園内児童クラブ

●対象

飛鳥学園前期課程に就学する児童の保護者またはそれに代わる者(家族)が就労等のため家庭が留守となる児童

●利用料

12月23日(水)～28日(月)

2,500円・おやつ代600円

1月4日(月)～6日(水)

2,500円・おやつ代600円

(別途おやつ代には振替手数料10円がかかります)

●申請書類

・児童クラブ一時利用申請書
・就労証明書・その他必要書類

●配布・申込期間

11月2日(月)～18日(水)

午前10時30分～午後6時30分

(土曜・日曜および祝日を除く)

※期限厳守

●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ

年間利用のご案内

●日時

令和3年4月1日～令和4年3月31日

午前8時～午後6時30分

(日曜・祝日および12月29日～翌年1月3日を除く)

●場所

飛鳥学園内児童クラブ

●対象

飛鳥学園前期課程に就学する児童の保護者またはそれに代わる者(家族)が就労等のため家庭が留守となる児童

※次の方は対象になりません

・児童が帰宅時に大人(20歳以上)が家にいる、または児童と同一敷地内に祖父母が居住し家にいる場合
・自営業で就労(勤務時間・場所)の証明が提出できない方

●利用料

1月～7月・9月～12月
月額5,000円

8月

月額8,000円

※おやつ代 月額1,200円

(別途おやつ代には振替手数料10円がかかります)

●提出物

・児童クラブ利用申請書
・就労証明書

※父母および同居の家族が対象になります。(同一敷地内祖父母含む)

●配布・申込期間

11月2日(月)～24日(火)

午前10時30分～午後6時30分

(土曜・日曜および祝日を除く)

※期限厳守

●留意事項

・平日は学校から直接児童クラブへ向かいますが、帰宅時は保護者の迎えが必要となります。
・土曜日・学校休業日における児童の送迎は保護者でお願いします。
・土曜日・学校休業日の昼食とお茶は各自で持参となります。

●申込み・問合せ先

飛鳥学園内児童クラブ

飛鳥村の風景が クリアファイルに なりました

本村のPRポスターにもなっている「名港西大橋」と「田園風景」がクリアファイルになりました。
とびしマンのクリアファイルと2枚セットで200円(税込)です。
クリアファイルは観光交流協会(総務部企画課)窓口と中央公民館窓口で販売しています。
本村のPRにぜひ活用ください。



●問合せ先

飛鳥村観光交流協会事務局
(総務部企画課)

マイナンバーカードをつくりませんか

マイナンバーカードがあれば：

●公的な身分証明書として使えます

券面に顔写真が入るので、免許証等と同様に身分証明書として使うことができます。

●健康保険証として利用できるようになります

令和3年3月(予定)から医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを専用機械にかざすだけで資格確認ができるようになります。

※健康保険証として利用するためには、事前にマイナンバーから登録が必要となります。また、医療機関や薬局に機器が設置されていない場合は利用できません。

●オンライン(e-tax)で確定申告ができます

カードに電子証明書を搭載すれば、インターネットを利用して確定申告ができます。

申請は、郵送、パソコン・スマートフォン、証明用写真機でできます。初回の作成は無料です。

●問合せ先

民生部住民課

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、1月1日から9月30

日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られる予定です。申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

●問合せ先

民生部住民課

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。

お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

・予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けています。
・お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

●予約方法

全国共通の予約受付電話にお電話ください。

☎ 0570-10514890

●問合せ先

民生部住民課

秋季全国火災予防運動について

11月9日から15日まで、秋の火災予防運動が全国一斉に実施されます。この機会に火の元の周りを整理整頓するなど、日頃から身の回りに注意して火災を未然に防ぎましょう。

また火災予防運動中は、午後7時に役場および各分団車庫のサイレンの吹鳴を行います。

●期 間

11月9日(月)～15日(日)

●問合せ先

総務部総務課





新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業者の皆さまを対象に相談窓口を開設しています

本村では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小・小規模事業者の皆さまを対象に、愛知県よろず支援拠点の専門家による無料相談窓口を次のとおり開設しています。

今般の感染症対策の各種支援策活用から、売上拡大、資金繰り等の相談まで、幅広く対応しますの、是非ご利用ください。

なお、感染リスクの抑制とともに万一の感染発生に備え、窓口相談は事前予約制としています。ご希望の場合は、まずは開発部経済課にお電話にて予約をお取りください。

●実施期間

令和3年2月末まで実施
毎週金曜実施（祝日、振替休日および年末年始を除く）

※状況により実施内容が変更となる場合があります。

●相談時間（事前予約制）

午前9時～午後4時30分

●相談場所

飛島村産業会館

●申込み・問合せ先 開発部経済課

パブリックコメントの実施について

本村では、「飛島村都市計画マスタープラン（案）」の策定にあたり、広く皆さんのご意見を募集します。

●飛島村都市計画マスタープラン（案）

概ね10年後のむらの将来像やむらづくりの方針などに関する基本的な計画です。

●計画期間

令和3年3月から概ね10年間

●意見を提出できる方

在住・在勤・在学の方、村内に事業所を有する方

●案の公表期間および意見募集期間

11月25日（水）～12月24日（木）

●案の公表場所

役場1階開発部建設課窓口、村公式ホームページ

●意見の提出方法

持参・郵送・FAX・電子メール（電話は不可）

●記入必須事項

- ①ご意見
- ②住所または所在地
- ③氏名（法人その他の団体の場合は、名称および代表者氏名）
- ④連絡先（電話番号またはメールアドレス）

※様式については、開発部建設課または村公式ホームページにある参考様式をご利用ください。

●意見の公表

いただいたご意見は、後日開発部建設課窓口および村公式ホームページにて公表します。

なお、ご意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接の関係のない意見等については、意見として受け付けできませんので、ご了承ください。

●意見提出先および問合せ先 開発部建設課



交通事故防止ポイント

日没時間帯が日に日に早まる時期であり、帰宅時間が夕暮れから日没後となることから、運転者にとっては人や自転車の存在を認識しづらい状況にあり、重大な交通事故の発生が懸念されます。

こうした中、高齢者をはじめ、歩行者や自転車利用者、運転者に対して夕暮れから日没後の時間帯が「危険な時間帯」です。なので外出時には反射材の活用はもちろんのこと、道路を横断する際には左右の安全確認をしつかりしましょう。

●交通事故防止スローガン

夕方5～7は魔の時間

●問合せ先

開発部建設課



「飛島村地図情報サービス」を ご利用ください

村公式ホームページで「飛島村地図情報サービス」を公開しています。本サービスはインターネット上で、次の情報を調べることができます。

- ・地番検索
- ・数値地形図
- ・本村の管理する道路施設（道路名称、路線番号）
- ・航空写真
- ・農業集落排水施設（本管およびマンホール情報）
- ・都市計画用途地域（用途地域、建ぺい率、容積率）

道路情報や農業集落排水管情報は、対象をダブルクリックすることで詳細を表示します。なお、プリンターでの印刷機能もありますので、ぜひご利用ください。

●飛島村地図情報サービス

<https://www.vill.tobishima-aiich.jp/kurashi/douro/map-service.html>

●問合せ先

開発部建設課

友好自治体宿泊施設 利用助成制度のご案内

本村と友好自治体提携を結ぶ愛知県豊根村または鹿児島県南種子町の対象宿泊施設を利用する場合、宿泊の割引を受けることができます。

この助成制度の詳しい利用条件については、村公式ホームページまたは総務部企画課窓口にあるパンフレットをご覧ください。

●助成区分・金額

- ・キャンプ場
- 1棟（1室）1泊3,000円
- 1区画1泊1,000円
- ・ホテル・旅館等の宿泊施設
- 大人（中学生以上）
- 1人1泊3,000円
- 小人（小学生）
- 1人1泊1,500円

※この助成制度のほか、GOTO

キャンペーン等の活用を検討されている方は、予約前に総務部企画課までお問合せください。

●問合せ先

総務部企画課

私立高校等の授業料を 補助します

本村では、私立高校や私立専修学校高等課程に在籍する生徒の保護者負担を少しでも軽減するため、授業料の一部を補助しています。

●対象者

10月1日（基準日）から引き続き本村に住所があり、私立高等学校（専修学校高等課程）に在籍している方は、授業料を免除されている方は、補助対象外とします。

●申請期限

11月30日（月）
※午前9時～午後5時
（土曜・日曜および祝日を除く）

●必要事項

- ① 申請書
- ② 私立高等学校等生徒調査書
- ③ 村税納付状況を徴税職員が調査することに同意する文書
- ④ 振込先が確認できるもの（預金通帳など）
- ⑤ 印鑑

※申請書等は、教育課窓口にて受領または村公式ホームページからダウンロードできます。

●補助金額 年額上限一万円

●問合せ先

中央公民館内教育課

ブロック塀等撤去費を 補助します

地震発生時における道路等に面したブロック塀等の倒壊による災害から身体および財産を保護するため、ブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助します。

●補助限度額

10万円

●補助対象

村公式ホームページをご覧ください。または開発部建設課までお問合せください。

●補助対象期限

令和4年3月31日

※補助金申請は、工事着手前に行っていただく必要があります。申請前にブロック塀等を撤去されますと、補助金対象外となりますのでご注意ください。

●問合せ先

開発部建設課

